

入退室管理システム更新業務仕様書

- 1 件名
入退室管理システム更新業務
- 2 履行期間
契約締結日～令和6年2月29日
- 3 納入場所
鳥取県米子市加茂町一丁目1番地
米子市役所4階情報政策課
- 4 契約について
 - (1) 受注者とはリースを前提としたリース約定書を締結する。
 - (2) 後日、入札により決定したリース会社と60か月の賃貸借契約を締結する。
(賃貸借期間：当業務履行完了の翌月1日から60か月を予定)
- 5 業務内容
本業務の内容は下記とする。
 - (1) 入退室管理システム用機器調達及び設置作業
 - (2) 入退室管理システム構築作業
 - (3) 機器取扱及び入退室管理システム操作に関する説明
 - (4) 現行機器の撤去作業
 - (5) 入退室管理システム及び機器の保守
- 6 業務範囲
本業務の範囲は下記とする。
 - (1) ハードウェア
 - ① ドア
 - ・ 親子ドア 2扉
※執務室側の親子ドア（以下、扉A）は既設を流用する。
作業室側の親子ドア（以下、扉B）は既設を流用し、子ドアの下部フランス落とし用の穴開けの施工を行う。
 - ・ ハンガードア（自動扉） 1扉
※ハンガードアは既設より電気錠を外し、手動で使用する。
 - ② 非接触型ICカード認証装置 4式（入退室管理（親子ドア2扉用））
 - ③ 電気錠 2式（親子ドア2扉用）
 - ④ 入退室制御装置 1式
 - ⑤ 開錠ボタン 2式
 - ⑥ その他部材 1式
 - (2) ソフトウェア
入退室管理ソフトウェア 1式
※入退室管理用クライアントPCは本市が用意するPCを使用すること
 - (3) 構築作業
 - ① ハードウェア設置・設定 1式
 - ② ソフトウェア設定 1式
 - ③ ケーブル配線 1式
 - (4) 既存扉及び機器の撤去作業
不要となる既設機器等 1式
 - (5) 取扱説明
 - ① 機器取扱に関する説明
 - ② 入退室管理システム操作に関する説明

(6) 完成図書作成

- ①各種機器取扱説明書 1式
- ②入退室管理システム操作説明書 1式
- ③システム構成図及び配線図 1式

※①から③は紙媒体1部、電子媒体1部のいずれも納品すること。

7 業務範囲の詳細仕様

(1) ハードウェア

①親子ドア

- ・既設の親子ドア（扉A及び扉B）は流用すること。
- ・親子ドアのサイズは以下のとおり（扉A、扉Bとも同じサイズである）。
 - 高さ 205cm
 - 幅 親側 81cm 子側 29.7cm
 - 厚さ 4cm
- ・既設の親子ドア（扉B）は、子ドアの下部フランス落とし用の穴開けの施工をし、正常に扉の開閉及び施解錠できること。
 - ※親子ドア下の床にステンレスのプレートが敷いてある。このプレートに穴開けの施工を行う。
 - プレートの厚さ：1mm程度

②ハンガードア

- ・入退室管理システムの管理対象外とする。
- ・既設の自動開閉式を手動開閉式へ変更し、手動による施解錠ができるよう電気錠を取り外す。（必要に応じて錠は交換可とする。錠の交換をする場合、必要な機材等は受注者が準備すること。）
- ・手動開閉用の取っ手バーを取り付ける。
- ・錠を執務室側がサムターン、作業室側がシリンダーとなるよう変更する。部品交換による対応を可とする。その場合、部品は受注者が準備すること。
 - （既設は執務室側がシリンダー、作業室側がサムターンとなっている。）
- ・既設のハンガードアは以下のとおり。
 - 機種 : 昭和建材 million
 - サイズ 高さ：207cm
 - 幅 : 107cm
 - 厚さ：4.2cm
- ・既設のシリンダーの中心位置は以下のとおり。
 - ハンガードアの上から 85cm
 - ハンガードアの端から 4.5cm

③非接触型ICカード認証装置

- ・美観を損ねない色彩・デザインとする。
- ・設置場所は親子ドア2扉の内外の各2か所の計4か所とする。
- ・壁付け可能であること。
- ・テンキー機能は任意とする。
 - ※最低限の機能としてICカードでの認証は必須とする。
- ・筐体は既存装置を撤去し設置するものとし、壁面へ取り付け可能なこと。
- ・Felica (ISO/IEC18092) に準拠していること。
 - カード 職員証カード：Sony RC-S100
 - 入退室カード：現行使用しているマイフェアカード
- ※職員証カードの読み取りは必須とする。入退室カードの読み取りは任意とするが、読み取りできることが望ましい。
- ・入退室管理用クライアントPCとイーサネット通信により接続すること。
- ・以下の状態表示が行えること。
 - 電源状態、施/解錠状態、エラー
- ・異常、障害が発生した場合、認証装置側にて障害内容が表示できること。

- ・次の事象をブザー鳴動等で操作者に知らせること。
認証結果、装置異常発生 等
- ・次の制御をあらかじめ登録したスケジュールに沿って制御できること。
 - ・連続解錠時間帯 ・認証端末使用禁止時間帯 ・自動施錠／繰返し施解錠時間帯
 - ・アンチパスマック有効時間帯 ・照合方法切り替え時間帯 ・スケジュール設定

④電気錠

- ・親子ドア2扉の電気錠、通電金具を設置する。
- ・停電時はドアノブ部の錠シリンダーを回すことにより解錠が可能であること。
- ・扉Aについては、解錠ボタン（2台）での解錠が可能であること。

⑤入退室制御装置

- ・1台の制御装置で最低7ゲートの制御をすることが可能なこと。
- ・制御するゲート数が増加した場合、容易に増設が可能であること。
- ・電源及び稼働の状態がランプ等により目視で確認できること。
- ・認証装置及び電気錠を接続し、認証装置からの情報と装置内部で記憶している登録データとを照合し、電気錠を解錠する装置であること。
- ・入退室管理用クライアントPCとイーサネット通信により接続すること。

⑥その他部材

- ・構築に必要な部材（LANケーブル、ケーブルモジュール ほか）は受注者が準備すること。
- ・既設の部材を流用することも可とする。
- ・LANケーブルはカテゴリ5e以上であること。

(2) ソフトウェア

①入退室管理ソフトウェア

- ・本市が用意するPCで正常に動作すること。
PC仕様 OS : Windows10 Pro (64bit) 又はWindows11 Pro
CPU : Intel Core i3 以上
メモリ : 8GB
ハードディスク : 256GB (OS領域含む)
- ・ICカードの登録機能を有すること。
- ・カード登録数は100件以上とする。
- ・利用者情報（利用者と特定できる情報、使用ICカード情報、操作権限 等）を登録・修正・削除できること。
- ・利用者情報登録数は100件以上とする。
- ・利用者情報の操作権限によって、利用者管理・運用区分設定（入室可能エリア・操作権限）ができること。
- ・イベント履歴、アラーム履歴、オペレータ操作履歴をリアルタイムに表示し、過去の履歴情報も検索、表示することができること。
- ・スケジュール管理等の機能を制限できること。
- ・スケジュールのカレンダーについて、祝日等を本市が設定できること。
- ・入退室履歴の管理が可能であること。
- ・管理対象の扉の施解錠・扉開閉状態を監視できること。
- ・扉ごとに電気錠のスケジュール解錠の設定が行えること。
(例：平日8：30～17：15は解錠 等)
- ・管理対象の扉の電気錠の遠隔施解錠が行えること。
- ・既設の監視カメラと連動し、監視映像の視聴・確認ができること。
監視カメラ 機種：Panasonic WV-SPN310A（5台）
AXIS COMMUNICATIONS（全方位型）（2台）
- ・監視カメラの映像を録画装置に記録できること。
- ・録画装置は既設の装置を流用可とする。既設の装置を流用できない場合、受注者が録画装置を準備し、設定すること。
既設の録画装置 機種：Kumahira LANGUARD SX-N2
- ・キーボックスの監視・制御が行えること。

- ・既設のキーボックスと連動し、扉の施解錠で使用する I C カードで施解錠できること。
キーボックス 機種：KUMAHIRA KF-MU1b-4
- ・上記の各機能は同一のソフトウェア上で実現すること。

(3) 構築作業

①ハードウェア設置

- ・認証装置は既設の認証装置を取り外した位置へ設置すること。その際、目隠しプレート等で既設の開口をふさぐこと。この位置への設置が難しい場合は別途協議のうえ設置位置を決定する。
- ・入退室制御装置は既設の入退室制御装置を取り外した位置へ設置すること。この位置への設置が難しい場合は別途協議のうえ設置位置を決定する。

既設の入退室制御装置のサイズ：高さ 64cm
幅 36cm
厚さ 12cm

②機器・ソフトウェア設定

- ・機器及びソフトウェア導入時の設定は本市の運用に沿った設定を、別途協議により決定し、受注者が行うこと。
- ・既存システムの各種データ全て（入退室履歴、監視記録 等）を今回導入システムへ移行し、移行したデータが今回導入システムで正常に使用できること。なお、移行元データは既存システムのバックアップデータを使用すること。

既存システム：Kumahira セキュリティシステム GG-1

③ケーブル配線

- ・各機器等の稼働に必要な LAN ケーブル・電源等の配線を行うこと。
- ・LAN ケーブル・電源等の配線は既設のものを流用することも可とする。

(4) 既存扉及び機器の撤去作業

一連の機器設置作業で不要となる機器等の撤去、廃棄並びに、設置時に発生する梱包材の廃棄については、受注者が一切を負担すること。

(5) 取扱説明

調達物品の操作方法及び運用方法について、本市職員に対し説明を行うこと。

(6) 完成図書

①以下の物件について納品すること。

- ・各種機器取扱説明書
- ・入退室管理システム操作説明書
- ・システム構成図及び配線図

②6の(6)の①の物件について、紙媒体1部及び電子媒体1部を納品すること。

8 保守

- (1) 5年分の保守費用を含める。
- (2) 製品の無償保証期間は1年間以上とする。
- (3) 24時間365日、障害受付と電話サポートが可能であり、迅速に対応ができること。
- (4) 機器故障等による緊急出向費は保守費用に含まれていること。
- (5) 本市本庁舎に1時間以内に到着できる圏内に保守拠点があること。
- (6) 機器故障発生時は(5)の保守拠点より速やかに保守対応を行えること。
- (7) 機器等の故障・障害発生時には、部分的（認証部のみ、制御装置のみ、ソフトウェアのみ等）な入替に対応可能なこと。

9 その他事項

- (1) 納入物品は全て新品で納入すること。
- (2) 本仕様書に記載なき事項、又は業務上疑義を生じた場合は、本市と受注者の双方での協議のうえ対処すること。
- (3) 本仕様書に記載無き事項であっても、機器等の機能上、具備する必要があると認められる場合は、受注者の責任において実施すること。